

【様式1】重点的な取組、共通的な取組

調達改善計画										令和4年度上半期自己評価結果							
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)		難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント
							目標達成予定時期	定量的					定性的				
	○	調達改善に向けた審査・管理の充実 内閣官房等の令和2年度の競争入札における一者応札であった実績は約436件、369億円(競争入札1,038件、705億円)で全体に占める割合では、件数が約42%、金額が約52.3%を占めている。令和4年度においては、更なる一者応札改善の取組として、これまでの取組をより具体的に計画に示し、事業の品質確保に配慮しつつ実施する。 特に継続する随意契約、一者応札案件等について、契約履行後における仕様書、見積書の内容について事後検証の試行を継続して実施。調達手法、調達単位の見直しによる経費や事務負担を検証し、次年度以降の調達手法の検討に資する。	<p>(1) 前年度一者応札であった案件については、以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札予定案件を定期的に事前公表するなど積極的な情報提供。 ・公示開始日の前倒し、公示期間の延長。 ・受注実績、資格要件についての緩和を検討。 ・入札に参入可能な事業者の事前調査。 <p>➡ 入札予定案件の事前公表、市場価格調査及び入札公告の期間を合わせ、原則として30日以上公表・公告の期間を確保し、併せてメルマガによる積極的な情報発信を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査の実施等の履行期間を十分に取るなど仕様書を見直し。 ・過度に良質な条件、性能を求めるものとなっていないかを検証。 ・業務の効率性を損なわない範囲で発注業務の分割、新規参入者を確保。 <p>➡ 仕様書について、概要版の作成、レイアウトの工夫や図表の積極的な活用、記載事項の明確化など、新規参入事業者にもわかりやすいものとなるよう作成。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り入札説明会を開催し、事業者への内容理解の促進。 ➡ 公表後(入札公告前)の早い段階での説明会の実施を試行するなど、積極的に事業内容の理解促進のための取組を実施。 	競争性の向上 透明性・公正性の確保 経済性の向上 品質の確保・向上 事業者への配慮	A	-	前年度一者応札案件(令和4年度も継続のもの)について、件数ベースで令和3年度以上の改善を目指す。重点的に取り組む案件を上半期中に数件抽出し、対策と効果を分析する取組を試行する。	R4年度	A	-	<p>調達予定案件の定期的なホームページへの公表。本省においては、メルマガによる積極的な情報発信、地方支分部局においては、建設新聞への情報提供を実施。</p> <p>可能な限り公表・公告期間を確保。(市場価格調査及び入札公告の期間を合わせ30日以上公表、公告の期間を確保。)</p> <p>特に国際交流事業支援業務関係案件などについては、引き続き、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則30日以上公表・公告期間を設定 ・入札説明会を開催 など、業務内容の理解促進に努めた。 <p>一方で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去実績として、同種業務のみならず類似業務も実績として評価するなど受注資格要件の緩和等 ・過去の成果物について、仕様書においてURLの明示を引き続き実施。 	A	<p>【本省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度一者応札案件(3年度も継続のもの)150件のうち、46件が複数者応札に改善。(改善率30.6%) ・なお、令和2年度から一者応札が続いていた「視覚障害者等向け政府広報資料の点訳・点字印刷等業務」において、資格要件の緩和を実施したところ複数者応札に改善。 <p>※令和2年度上半期一者応札案件(令和2年度も継続のもの)は、146件のうち44件が複数者応札に改善。(改善率30.1%)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メルマガ登録者数は、令和4年9月末時点で1,664名となっている。(令和4年3月末現在1,667名) <p>【地方支分部局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度上半期一者応札案件(4年度も継続のもの)3件のうち、3件が複数者応札に改善。(改善率:100.0%) <p>※令和2年度上半期一者応札案件(3年度も継続のもの)5件のうち、2件が複数者応札に改善。(改善率:40.0%)</p>	R4年度	公告期間を長期に設定する取組による改善は、ある程度の行き詰まり感が否定できない。 引き続き、入札等監視委員会や調達アドバイザーにより、参加者へのサービス向上に寄与している。	令和4年度下半期も引き続き実施。 業務に支障のない範囲で可能な限り入札参加資格要件等の緩和を引き続き検討。 また、可能な限り調達事務を前倒しし、公告期間だけでなく十分な履行期間を確保。過去の成果物などの参考資料について、引き続き、可能な限り見やすい形での提示。	
			<p>(2) 上記取組の実効性をより高め、その事前確認強化のため、以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➡ 事業実施決裁において、前年度一者応札であった旨及び部局における一者応札への対応事項を明記することを徹底。 ➡ 全ての入札公告実施決裁時に、前年度の入札参加資格制限、応札状況を確認し、特に前年度一者応札であった案件については、事業の品質確保に配慮しつつ入札参加資格の制限を緩和(等級、地域、品目の撤廃)。特に等級については、契約担当官等が特に必要があると認めるときは、全等級による競争とするよう検討。 					A	29年度	事業実施決裁時における一者応札対応状況シートへの添付。 ・入札公告実施決裁時における前年度の入札参加条件等の明記。	A	-	決裁時において、一者応札の対応策が明示しているため、前年度との差がイメージできる。	R4年度	-	令和4年度下半期も引き続き実施。	
			<p>(3) 上記取組に係る意識をより高めるため、第三者機関である入札等監視委員会において当該期間に審議された一者応札の調達について、複数年連続して一者応札であったものを数件抽出し議事概要等をHPへ公表。</p>					A	元年度	公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議において決定された『随意契約の適正化の一層の推進について』において、第三者機関が一者応札を重点的に監視することとなっていることから、第三者機関である入札等監視委員会において当該期間に審議された一者応札の調達について、前年度においても一者応札であったものを抽出し議事概要等をHPに公表することとした。	A	-	入札等監視委員会で審議された一者応札の案件について議事概要をHPに掲載した。	R4年度	-	令和4年度下半期も引き続き実施。	
			<p>(4) 遺棄化学関係経費のうち、一者応札が継続している案件について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 仕様書の標準化 2. 入札公告期間の延長 3. 遺棄化学兵器処理事業の全体像が把握できる概要資料の配布 4. 入札日から履行開始までの期間延長の拡大 5. 仕様書上に業者間での引継ぎが行われるような記載の追加 <p>することにより、競争性を高める。 また、公募による随意契約への移行も検討し、価格交渉を行うことによる経費削減を目指す。</p>					A	-	<ol style="list-style-type: none"> 1. 仕様書を標準化した。 2. 14営業日であった入札公告期間を引き続き21営業日確保した。 3. 遺棄化学兵器処理事業の全体像が把握できる概要資料を配布した。 4. 3月上旬としていた入札日を2月末に早め、履行開始までの期間延長を拡大した。 5. 仕様書上に業者間での引継ぎが行われるような記載を追加した。また、2件について公募による随意契約への移行を実施した。 	A	令和3年度一者応札案件3件のうち、1件が複数者応札に改善した。 また、公募による随意契約への移行を実施した2件のうち1件について複数者の応募があり、複数者応札に改善した。	R4年度	-	公募による随意契約への移行を実施した2件のうち、応募が1者のみであった1件については、価格交渉を実施し経費の削減を図った。	令和4年度下半期も引き続き実施。	
			<p>(5) 防災関係経費のうち、競争入札による調達費用低減効果がより発揮されるよう十分な公告期間を確保するとともに、仕様書の業務内容の明確化や調達案件の事前公表等により競争性を高め経費の削減を目指す。また、市場価格調査を行い予定価格作成時点での経費削減も行う。 また、公募による随意契約への移行も検討し、価格交渉を行うことによる経費削減を目指す。</p>					A	29年度	入札案件については、十分な公告期間を確保するとともに、仕様書の業務内容の明確化や調達案件の事前公表等を昨年度に引き続き実施。	A	令和3年度一者応札案件17件のうち、3件が複数者の応札に改善した。	R4年度	-	令和4年度下半期も引き続き実施。		
			<p>(6) 勲章製造等関係経費のうち、その大宗を占める勲章及び褒章等の製造請負契約については、予算編成過程から契約予定の相手方と価格交渉を実施することによる予算額(契約額)の調整を行い、令和4年度に購入を計画した勲章等のうち原材料費、人件費の高騰等を根拠とした単価増額の要請があった品目については交渉の結果、増額する品目数を抑え、一方で単価の減額を行った品目もあり、これに基づき調達を実施。 他の調達についても、公募案件における調達品目の一部を分割して公募を実施するなど、引き続き競争性を高める取組を実施。</p>					A	-	勲章及び褒章等の製造請負契約については、予算編成過程における価格交渉による予算単価に基づき調達を実施。 他の調達についても、公募案件における調達品目の一部を分割して公募を実施するなど、引き続き競争性を高める取組を実施。	A	価格交渉の結果、物価高騰による一部品目の単価増は免れなかったが、在庫の適切な管理により予算の増額はせず必要数を調達できている。 公募案件は調達品目の一部を分割して公募を実施したものの、一者応募となった。	R4年度	-	褒賞品の製造は、人件費高騰、物価上昇、職人の人材不足などにより新たな参入が困難な状況になっている。 引き続き、競争性を高める取組について検討する。		

【様式1】重点的な取組、共通的な取組

調達改善計画								令和4年度上半期自己評価結果									
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載) 目標達成予定時期	難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント	
												定量的	定性的				
	○	調達事務のデジタル化の推進	<p>調達事務の効率化や事業者の負担軽減に資する、調達事務のデジタル化の取組を下記のとおり実施する。 入札説明会のオンライン化の推進。 電子メールによる見積書や請書等の徴取の推進。 電子調達システム(Government Electronic Procurement System: GEPS)の活用を推進。</p> <p>特にGEPSの活用について、入札への参加を原則として紙ではなくGEPSとする。紙入札にて来訪した事業者には入札終了後にGEPSを利用した入札手続きの説明、リーフレットの配布などを行うことで、GEPSでの入札参加を促す。</p> <p>令和4年度調達改善計画の策定要領から、「地方支分部局等における取組の推進」に代えて、「調達事務のデジタル化の推進」を共通的な取組みとしている。</p>	業務の効率化	A	令和4年度	本取組により調達事務の効率化や事業者の負担軽減に資する。	R4年度	A	令和4年度	入札説明会のオンライン化の推進。 電子メールによる見積書や請書等の徴取の推進。 電子調達システム(Government Electronic Procurement System: GEPS)の活用を推進。	A	-	R4年度	-	令和4年度下半期も引き続き実施。	
	○	電力調達、ガス調達の改善	<p>電力及びガスの調達について、安定供給が可能であることを前提として、また既に始まっている電力及びガスの小売全面自由化を踏まえ、それぞれの庁舎の特性や地域における供給事情を考慮した上で、更なる調達の競争性の確保に努める。</p> <p>令和4年度の電力及びガスの調達にあたっては、一者応札を回避するため、入札公告の前倒し実施及び入札仕様書の記載内容に入札参加の支障となる記載の有無を確認することとし、過去に入札を辞退した事業者へのヒアリングを行うなど、入札参加機会の確保に努める。</p> <p>なお、電力調達については、競争性の確保、低廉な電力価格の実現等に留意の上、関係法令との整合性を確保しつつ、再生可能エネルギー比率30%以上の調達実施に努めるとともに、異なる一般送配電事業者の供給区域にある施設を一つの契約にまとめた電力調達を実施するよう努める。</p>	競争性の向上 透明性・公正性の確保	A	-	本取組により入札に参加しやすい環境を整え、競争性の確保に努める。	R4年度	A	-	【本省】 電力・ガス供給会社へのヒアリング	A	【本省】 電力調達においては、複数社が参加した一般競争入札による調達が概ね実施できている。異なる一般送配電事業者の供給区域にある施設を一つの契約にまとめた電力調達を実施できている。 ガス調達においては、一部庁舎で複数社が参加する一般競争入札による調達を実施することができた。	【本省】 - 【地方支分部局】 同上	R4年度	【本省】 当方が提示している仕様書の調達内容については、特に業者側から問題となる点についての指摘は無かった。令和4年度電力調達においては、再生可能エネルギー比率30%以上の調達を実施したが、①一般の電力需給問題で、常時電力量を供給することが困難、②電圧種別が複数あること、③事業者側想定より使用電力量が大幅に増加していることなどから、安定供給が可能となる事業者が限定される。	【本省】 引き続き、令和5年度調達に向けて、電力・ガス供給会社へのヒアリングや情報収集に取り組む。
	○	調達手法の改善(随意契約への移行)	<p>一者応札が継続している案件の随意契約への移行等</p> <p>複数にわたり同一業者による一者応札が継続し、「一者応札の事前審査・事後評価の実施・強化」(1)(2)の取組を実施したとしてもなお改善が見込めない案件については、引き続き、調達アドバイザー等の意見も踏まえ慎重に検討の上、公募に切り替え、仕様のすり合わせや価格交渉を実施。</p> <p>一方、公募に切り替えた後も引き続き複数年にわたり同一業者による一者応募が継続している案件については、さらに慎重に検討の上、随意契約に切り替え、早い段階から事前・事後検証による仕様のスリム化や価格交渉を実施。</p> <p>また、初年度から一者しか参加出来ないことが濃厚な案件については、公募を行い、当該要件を満たす者が複数いないことを確認した上で、随意契約とすることも検討する。</p> <p>他方、随意契約へ切り替えた後一定の期間が経過した案件について、技術革新等の社会状況の変化や仕様の見直しなどにより一般競争に戻す等検討を行う。</p>	競争性の向上 経済性の向上 品質の確保・向上 業務の効率化	A	- (右取組(試行)は29年度開始)	重点的に取り組む案件を上半期中に数件抽出し、対策と効果を分析する取組を試行する。	R4年度	A	-	【本省】 新規案件として以下の4件を公募による随意契約に切り替え調達し、価格交渉を実施。 ・中国各地域における遺棄化学兵器移動式処理事業に係る監理支援等業務 ・中国吉林省敦化市ハルバ嶺における遺棄化学兵器に係る発掘・回収事業、廃棄処理事業、危険廃棄物処理事業及び廃棄物管理事業等に関する支援等業務 ・データベース(InCites)の利用 ・新聞記事把握整理業務及びメール処理業務	A	【本省】 4件 当初提示額比471万5千円の減 ※令和3年度 2件 当初提示額比19万8千円の減	【本省】 - 【地方支分部局】 同上	【本省】 R4年度	【本省】 -	【本省】 対象となる案件があれば、令和4年度下半期も引き続き実施。
	○	価格交渉の推進	<p>(1)「随意契約における価格交渉の推進・検討チーム」による推進</p> <p>・契約内容や価格交渉経緯を「価格交渉シート」に記録。 ・「価格交渉事例集」を作成・情報共有し、効果的な事例を活用。 ・必要に応じチーム会合を開催し、効果的な価格交渉手法を共有。 ・ノウハウの共有を図るため、マニュアルの内容の充実化を図り価格交渉手続きのルール化を進める。 ・事業実施決裁に価格交渉シートを添付し、会計課担当者が確認を行い、適宜指導等を行う。 ・価格交渉シートを見直し、交渉過程、交渉担当者、引き下げられない理由等も明示、形骸化しつつある価格交渉の実効性を高める。</p>	競争性の向上 経済性の向上 品質の確保・向上 業務の効率化 職員の資質向上	A	-	当初提示額から前年度以上の削減を目指す。	R4年度	A	-	【本府】 ・契約内容や価格交渉経緯を「価格交渉シート」に記録。 ・随意契約案件の実施決裁時において、価格交渉の状況を明記、価格交渉シートを添付し、会計課担当者が内容の確認を行うとともに、適宜指導等を実施。 ・「価格交渉シート」を見直し、交渉過程、交渉担当者、引き下げられない理由等を明示。	A	【本省】 ・4年度上半期において、363件の随意契約案件を対象に価格交渉や仕様書の見直しを実施。うち、138件について12億1,050万円の削減効果があった。(当初提示額の3.29%) ※3年度上半期は、338件の随意契約案件のうち132件について、15億5,075万円の削減を実施(当初提示額の4.4%) 【地方支分部局】 ・4年度上半期において、14件の随意契約案件を対象に価格交渉や仕様書の見直しを実施。うち、10件について761万円の削減効果があった。(当初提示額の10.65%) ※3年度上半期において、22件の随意契約案件を対象に価格交渉や仕様書の見直しを実施。うち、14件について9,585万円の削減効果があった。(当初提示額の27.86%)	【本省】 - 【地方支分部局】 - 【地方支分部局】 同上	R4年度	【本省】 毎年度継続案件について、交渉自体が形骸化しつつある。	【本省】 令和4年度下半期も引き続き実施。

【様式1】重点的な取組、共通的な取組

調達改善計画								令和4年度上半期自己評価結果																																				
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)	目標達成予定時期	難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果（どのようなことをして、どうなったか）		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント																											
													定量的	定性的																														
			<p>(2) 外部専門家による価格交渉の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 調達アドバイザーやデジタル統括アドバイザーの助言による見積額の精査や、仕様のスリム化、適正化。 調達アドバイザーの助言により作成した「価格交渉心得・チェックリスト」「価格交渉マニュアル」等の情報共有を図り、積極的な価格交渉による経費の削減。 <p>(3) 主要経費における価格交渉の取組（再掲）</p> <p>防災関係経費のうち、競争入札による調達費用低減効果がより発揮されるよう十分な公告期間を確保するとともに、仕様書の業務内容の明確化や調達案件の事前公表等により競争性を高め経費の削減を目指す。また、市場価格調査を行い予定価格作成時点での経費削減も行う。また、公募による随意契約への移行も検討し、価格交渉を行うことによる経費削減を目指す。</p> <p>勲章製造等関係経費のうち、その大宗を占める勲章及び褒章等の製造請負契約については、予算編成過程から契約予定の相手方と価格交渉を実施することによる予算額（契約額）の調整を行い、令和4年度に購入を計画した勲章等のうち原材料費、人件費の高騰等を根拠とした単価増額の要請があった品目については交渉の結果、増額する品目数を抑え、一方では単価の減額を行った品目もあり、これに基づき調達を実施。他の調達についても、公募案件における調達品目の一部を分割して公募を実施するなど、引き続き競争性を高める取組を実施。</p> <p>参考：令和3年度上半期随意契約価格交渉結果 (単位) 千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象件数</th> <th>削減件数</th> <th>当初提示額</th> <th>契約額</th> <th>差額</th> <th>減額率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内閣官房及び内閣法制局</td> <td>180</td> <td>57</td> <td>14,050,260</td> <td>13,220,396</td> <td>△829,863</td> <td>△5.91</td> </tr> <tr> <td>内閣府本府（地方含む）</td> <td>180</td> <td>89</td> <td>21,238,663</td> <td>20,421,919</td> <td>△816,744</td> <td>△3.85</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>360</td> <td>146</td> <td>35,288,923</td> <td>33,642,316</td> <td>△1,646,608</td> <td>△4.67</td> </tr> </tbody> </table>		対象件数	削減件数	当初提示額	契約額	差額	減額率	内閣官房及び内閣法制局	180	57	14,050,260	13,220,396	△829,863	△5.91	内閣府本府（地方含む）	180	89	21,238,663	20,421,919	△816,744	△3.85	計	360	146	35,288,923	33,642,316	△1,646,608	△4.67	A	-			A		システム関係の案件については、デジタル統括アドバイザーによる仕様書や事前見積り等のチェックが済んでいることを確認した上で実施。また、随意契約案件については、価格交渉シートによる交渉を必須とした。	A	-	システムの専門的な立場から、仕様書や見積り等の精査をする手続きを踏むことで、調達の適正化が図られた。	R4年度	-	令和4年度下半期も引き続き実施。
	対象件数	削減件数	当初提示額	契約額	差額	減額率																																						
内閣官房及び内閣法制局	180	57	14,050,260	13,220,396	△829,863	△5.91																																						
内閣府本府（地方含む）	180	89	21,238,663	20,421,919	△816,744	△3.85																																						
計	360	146	35,288,923	33,642,316	△1,646,608	△4.67																																						
													調達改善に向けた審査・管理の充実（5）、（6）に記載																															
○		新たな調達手法を採用した取組	<p>(1) 一般競争における調達の発注規模について、事業の実施に支障のない範囲で、入札等制度の趣旨、経済合理性・公正性及び事務効率性等を慎重に検討し、可能なものについては分割発注を試行し、なるべく多くの者が入札に参加しやすい環境を整え、競争性の向上や中小企業の受注機会の拡大に努める。</p> <p>例えば、全国各地で実施するシンポジウムや地方公共団体との共催で実施するイベント等の会場設営支援業務等の調達における地域ごと等の分割発注により、地元事業者の受注機会の拡大などの取組を試行する。また、併せて分割を検討するに当たり、それによる調達のリスクについて検討する。他方、分割発注とした案件も再度調達手法を元に戻す等柔軟に見直しを行う。</p> <p>他方、分割発注とした案件についても、応札者数やスケールメリット等を踏まえ再度一括調達に戻すなど柔軟に見直しを行う。</p> <p>(2) 特殊かつ専門性が高い2経費（宇宙関係経費、遺棄化学関係経費）における契約後に代価が確定する契約については、悪質な過大請求を未然に防ぎ、過大請求があった場合にその結果として被った損害額を補償させるよう違約金に関する特約条項を盛り込み契約手続きの厳正な執行に努めるとともに、宇宙関係経費については、契約に係る過大請求等の不正事案の発生を未然に防止するため、引き続き関係機関と連携して契約相手方に対する制度調査（企業の会計制度の信頼性を確認するための調査）を行う。</p> <p>(3) 「政府情報システムの予算要求から執行の各段階における一元的なプロジェクト管理の強化について」（令和元年6月4日デジタル・ガバメント関係会議決定）に基づき、契約締結前に、複数事業者と提案内容について技術的対話を可能とする調達・契約方法を2021年度（令和3年度）に引き続き試行的に行う。</p>	競争性の向上 経済性の向上 品質の確保・向上 事業者への配慮 附帯的政策の実施 (内閣府所管の施策)	A	-	本取組により入札に参加しやすい環境を整え、競争性の向上や中小企業の受注機会の拡大に努める。 重点的に取り組む案件を上半期中に数件抽出し、対策と効果を分析する取組を試行する。	R4年度	A	-	【本府】 新規案件はなかったものの、令和3年度分割発注を行った案件について、令和4年度も引き続き分割発注を行った。	A	-	中小企業の受注機会の拡大につなげることができたと考えられる。	R4年度	競争原理を採るのか、スケールメリットを採るのかはその時の判断であり、一律に分割発注が良いとも一括調達が良いとも言えない。	対象となる案件も少ないことから、今年度限りの取組とすることも検討。																											
					A	-			A	-	関係機関と連携して契約相手方に対する制度調査を実施した。	A	制度調査を1社実施	制度調査の実施により、不正事案の抑止を図った。	R4年度	有効な制度調査には引き続き関係機関と連携するほか、職員の更なる能力向上が必要。	公認会計士の知見も活用し、職員の能力向上を図る。																											
					A	(右取組(試行)は令和2年度開始)	本取組により、機動的かつ効率的、効果的なシステム整備に資する。		A	R2年度	技術的対話を取り入れた調達方法を実施。 【本省】 企画競争 0件 総合評価落札方式 0件	A	-	-	R4年度	-	本取組は試行段階であり、デジタル庁において選定する情報システム等の調達について、関係省と調整した上で決定されるため、現段階では未定。																											
○		総合評価の効果的な活用	<p>(1) 総合評価の効果的な活用のため、以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 価格による競争性を向上させるため、可能なものについては、価格点割合の引上げ。または、最低価格落札方式へ移行。 システム関係の調達については、基準額以下の調達でも財務大臣への届出を行い、総合評価落札方式（加算方式）を活用。 可能なものについては、提案書の審査項目に過去の受注実績や経験・実績を過度に評価しない。 	競争性の向上 透明性・公正性の確保 経済性の向上 品質の確保・向上 附帯的政策の実施	A	-	本取組により競争に参加しやすい環境を整え、競争性の向上や品質の向上に努める。	R4年度	A	-	総合評価落札方式の案件277件中49件について、価格点の割合を基準（1:2）より高く設定（1.03～1.50:2）し入札を実施。	A	49件の平均落札率は82.67%、それ以外の228件は80.79%となった。（平均落札率81.13%）	-	R4年度	-	令和3年度下半期も引き続き実施。 取組の効果の検証方法等について検討を行えるようデータの蓄積を行う。																											
											システム関係の調達（基準額未満）における加算方式の採用。		-	総合評価落札方式による調達を14件実施した結果、プロジェクト管理能力、システム開発、運用能力、セキュリティ、担当者のスキル及び費用対効果等を総合的に判断した適切な調達ができた。		-	対象となる案件があれば、令和4年度下半期も引き続き実施。																											
											専門的な案件を除き過去の受注実績や経験・実績を過度に評価していないか確認を行う。		-	入札参加者の参加機会の確保、競争性の維持が図られた。		-	令和4年度下半期も引き続き実施。																											

【様式1】重点的な取組、共通的な取組

調達改善計画								令和4年度上半期自己評価結果																																	
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)	目標達成予定時期	難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果（どのようなことをして、どうなったか）		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント																								
													定量的	定性的																											
			<p>(2) 「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」(平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)(以下、「取組指針」)に基づき、 ①総合評価落札方式等による調達において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価項目として設定 ②調達案件や本取組の周知等により、ワーク・ライフ・バランス等推進企業の受注機会が拡大、発注候補となる機会の増大 参考：令和3年度上半期ワーク・ライフ・バランス等推進企業評価項目の総合評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>10%～</th> <th>7.5%～</th> <th>5%～</th> <th>3%～</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内閣官房</td> <td>10</td> <td>6</td> <td>50</td> <td>0</td> <td>66</td> </tr> <tr> <td>内閣府</td> <td>9</td> <td>43</td> <td>139</td> <td>2</td> <td>193</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>19</td> <td>49</td> <td>189</td> <td>2</td> <td>259</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「取組指針」施行以降に手続きを開始した案件で、デザイン作成に関する調達を除き、全ての調達において設定</p>		10%～	7.5%～	5%～	3%～	計	内閣官房	10	6	50	0	66	内閣府	9	43	139	2	193	計	19	49	189	2	259		A	28年度	本取組によりインセンティブを得る企業のポジティブ・アクション等を積極的に推進。		A	28年度	総合評価落札方式及び企画競争における評価項目に、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価の対象とした調達を実施。 【本省】 総合評価落札方式及び企画競争 279件/279件 (100%) 【地方支分部局】 総合評価落札方式及び企画競争 15件/15件 (100%)	A	-	インセンティブを得る企業のポジティブ・アクション等の推進に寄与したものと考えられる。	R4年度	-	令和4年度下半期も引き続き実施。
	10%～	7.5%～	5%～	3%～	計																																				
内閣官房	10	6	50	0	66																																				
内閣府	9	43	139	2	193																																				
計	19	49	189	2	259																																				
			<p>(3) マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針(令和元年6月4日デジタル・ガバメント関係会議決定)に基づき、情報システムに係る調達等のうち総合評価落札方式等による調達において、マイナンバーカードの利用に係る認定事業者や電子入札事業者を評価項目として設定。 ※本取組は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの期間で実施する。</p>		A	令和2年度	本取組により、入札参加の促進による競争環境の活性化、情報システム等の品質の確保・向上に努める。		A	R2年度	総合評価落札方式及び企画競争における評価項目に、マイナンバーカードの利用に係る認定事業者や電子入札事業者を評価の対象とした調達を実施。 【本省】 該当案件 16件 【地方支分部局】 該当案件 1件	A	-	-	R4年度	-	令和4年度下半期も引き続き実施。																								

【様式2】 その他の取組

具体的な取組内容	新規継続区分	特に効果があったと判断した取組	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
			定量的	定性的
<p>システム関係経費</p> <ul style="list-style-type: none"> デジタル統括アドバイザーの助言を含め、仕様の適正化や経費内容の精査。 国庫債務負担行為での複数年契約の実施。 運用保守業務など、履行後払いから月払いに変更し、中小企業の参入や入札参加者の増加を目指す。 <p>➡ 引き続き「システム関係」の調達における経費の適正化を目指す。</p>	継続	<p>【本省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○デジタル統括アドバイザー（旧CIO補佐官）の助言を含め、仕様の適正化や経費内容の精査。 ○国庫債務負担行為での複数年契約の実施。 ○運用保守業務など、履行後払いから月払いに変更。 <p>【地方支分部局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本府PMO（府内全体管理組織）の助言を含め、仕様の適正化や経費内容の精査。 ○国庫債務負担行為での複数年契約の実施。 	<p>【本省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○システム関係の案件について、デジタル統括アドバイザー（旧CIO補佐官）による仕様書や事前見積もり等のチェックが済んでいることを確認した上で実施した。 ○以下、4件について国庫債務負担行為での複数年契約を実施した。 (内閣府) ・内閣府本府共通Webシステム等における貸借及び設計・構築並びに運用・保守等 ・次期迎賓館参観システムに係るクラウド基盤の構築及び運用等業務 ・沖縄戦関係資料閲覧室画像管理システム機器の貸借、システム移行・構築及び業務・運用支援等一式 ・令和4年度勤務時間管理システムの運用・保守等業務 ○以下、1件について運用保守業務など、履行後払いから月払いに変更を実施した。 (内閣府) ・令和4年度日本政府公式英文ウェブサイト（JapanGovウェブサイト）の運用管理・保守、更新等業務 <p>【地方支分部局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○システム関係の案件について、本府PMOによるレビューが済んでいることを確認した上で実施した。 ○以下、3件について国庫債務負担行為での複数年契約を実施した。 ・令和4年度沖縄総合事務局情報共有システムの更改・保守業務一式 ・令和4年度沖縄総合事務局ウェブサイトシステムのバージョンアップに係る業務一式 ・令和4年度沖縄総合事務局行政情報ネットワークシステムに係るインターネット接続の調達 	<p>【本省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○システムの専門的な立場から、仕様書や見積もり等の精査をする手続きを踏むことで、調達の適正化が図られた。 ○国庫債務負担行為での複数年契約の実施による予算の平準化や、調達に係る事務の軽減が図られた。 <p>【地方支分部局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○システムの専門的な立場から、仕様書や見積もり等の精査をする手続きを踏むことで、調達の適正化が図られた。 ○国庫債務負担行為での複数年契約の実施による予算の平準化や、調達に係る事務の軽減が図られた。
<p>庁費類（汎用的な物品・役務）の調達</p> <ul style="list-style-type: none"> 汎用的な消耗品（OA消耗品、コピー用紙等）の調達や役務契約（速記、荷物の配送等）を対象に、引き続き幹事官庁として共同調達を実施。 特に消耗品の調達については、実施品目の拡大、規格の調整、納入予定回数の明記、納入箇所数の集約など、引き続き更なる仕様の見直しを実施。 共同調達による入札参加者の動向や競争性を検証し、スケールメリット効果の低いと考えられる事案については、実施方法の見直しを検討。 インターネット等を通じ、市場価格との比較をすることで、高額な調達とならないよう努める。 <p>➡ 参加官庁の調達事務を大幅に軽減し、スケールメリットを活用。</p>	継続	<p>【本省】</p> <p>共同調達の実施。</p> <ol style="list-style-type: none"> 荷物等の配送業務（内閣官房、内閣法制局、内閣府本府、宮内庁、個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁） 会議等の速記業務（内閣官房、内閣府本府、個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁） コピー用紙の購入（内閣官房、内閣法制局、内閣府本府、宮内庁、個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁） 文房具等の購入（内閣官房、内閣法制局、内閣府本府、宮内庁、個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁） プリンタ用及びFAX用トナー等の購入（内閣官房、内閣法制局、内閣府本府、宮内庁、個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁） いす用レース等のクリーニング業務（内閣官房、内閣府本府、消費者庁、復興庁） ガソリン及び軽油の購入（内閣官房、内閣法制局、内閣府本府、個人情報保護委員会、消費者庁） 一般的健康診断（内閣官房、内閣法制局、内閣府本府、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、消費者庁、復興庁） 婦人科健康診断（内閣官房、内閣法制局、内閣府本府） 電動アシスト付自転車の貸借業務（内閣官房、内閣府本府、消費者庁、復興庁） トイレトペーパーの購入（内閣官房、内閣府本府、宮内庁） 六法全書の購入（内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府本府、個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁、環境省） <p>※以下は後期調達予定</p> <ol style="list-style-type: none"> ストレスチェック制度の実施支援業務（内閣官房、内閣法制局、内閣府本府、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、消費者庁、復興庁） 保存食等の購入（内閣官房、内閣法制局、内閣府本府、宮内庁、個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁） 	<p>【本省】</p> <p>現状の共同調達の枠組みによる発注単位の継続には、これ以上のスケールメリットの効果は期待薄であることから、個別に調達した方が結果的に安価になるという可能性の有無について検証が必要な時期が来ている点も否定できない。</p> <p>しかしながら、幹事官庁（官署）の調達事務の負担が増える一方で、複数の参加省庁（官署）の調達事務の軽減が図られることから、行政コストの削減という面から継続するメリットはあると言わざるを得ない。</p>	
		<p>【地方支分部局】</p> <p>共同調達の実施。</p> <ol style="list-style-type: none"> コピー用紙の購入（単価契約） 事務用消耗品の購入（単価契約） 貨物運送業務（単価契約） <p>※参加官署（沖縄総合事務局開発建設部他7出先事務所、沖縄行政評価事務所、那覇産業保安監督事務所、沖縄総合通信事務所、外務省沖縄事務所、那覇自然環境事務所、那覇植物防疫事務所、九州厚生局沖縄分室）</p> <p>※前年度まで共同調達を実施していたトナーカートリッジの購入（単価契約）について、当局においてはプリンタを廃止し、複合機へ機能統合した（R4.2）ことにより、トナー調達が不要となったため、令和4年度よりトナー共同調達は実施していない。</p>	<p>【地方支分部局】</p> <ol style="list-style-type: none"> コピー用紙(03'→04') 対前年度(R3年度)と同品目(3品目)において全3品目が単価引き下げ。 事務用消耗品(03'→04') 対前年度(R3年度)と同品目(211品目)において75品目が単価引き下げ。 貨物運送業務(03'→04') 対前年度(R3年度)と同品目(54品目)において2品目が単価引き下げ。 	<p>【地方支分部局】</p> <p>参加官署の調達事務負担を軽減。</p>

具体的な取組内容	新規継続区分	特に効果があったと判断した取組	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
			定量的	定性的
<p>調達等の専門家の養成・外部専門家の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報システムなど専門的な仕様書や予定価格の作成等における外部専門家を活用、職員のスキルアップを図る。 ・復興庁、消費者庁の担当者も対象とした会計実務研修について、引き続き調達アドバイザーの講演や弁護士による法曹視点から見た国の調達における課題の講演等により、更なる職員の価格交渉や契約事務のスキルアップを図る。 ・民間企業等の調達手法を参考に、経費が削減できるような調達手法を研究し、活用できるよう検討する。 <p>➡ 調達経費の削減及び調達担当者の能力向上。</p> <p>・特殊かつ専門性が高い2経費（宇宙関係経費、遺棄化学関係経費）にかかる個々の契約案件については、専門性が高い仕様となっているため、引き続き民間コンサルティング会社等の履行監理等により経費の削減を目指す。</p>	継続	<p>民間コンサルティング会社等の専門的知見を活用した履行管理により、経費の削減を目指した。</p>	<p>【遺棄】 随意契約案件4件について、価格交渉を行う際に、民間コンサルティング会社の知見を活用し助言を得るなどして、当初見積額に比べ約3億5,221万円の削減を図ることができた。</p>	<p>【衛星センター】 民間コンサルティング会社等の専門的知見を製造や試験の適切な管理に反映することができた。</p>
<p>カード決済</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に水道料金について実施しているカード決済について、他の光熱費についても契約事業者と協議し、支払い事務の簡素化を推進する。 <p>➡ 光熱費支払いの事務負担を軽減。</p>	継続	<p>・電気・ガス料金支払い時におけるカード決済の利用についての検討。</p>	<p>・電気・ガス料金の支払いについては、現金または口座振替による支払いに限って認められているところであり、カード決済による支払いは認められていない。</p>	<p>・請求された電気・ガス料金については、庁舎内で電気・ガスを使用した食堂などの出店業者、自動販売機設置業者等にも使用分の負担を当然ながら求めており、業者負担額の算出を会計課で行った後、国使用分は小切手の振出、業者利用分は各業者から現金で集金した上で、小切手・現金の合算により銀行窓口において電気・ガス事業者へ支払いを行う必要があるなどの特殊事情が存在し、小切手の利用にも一定の合理性が存在する。</p>
<p>旅費の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・割引制度や出張バック商品等を最大限活用。 ・SEABIS（旅費及び謝金・諸手当システム）の利用促進。 ・アウトソーシングを継続して実施（28年度に対象部局を概ね全部局に拡大、これを継続する）。 ・「旅費業務の効率化に向けた改善計画」（平成28年7月29日旅費・会計等業務効率化推進会議決定）に基づき、担当者への指導を行うほか、請求時の添付書類の簡略化等の措置を行い出張者への旅費支払いの早期化を図るとともに、担当職員が使用する手引書の改訂及び周知を行う。 <p>➡ 出張者のチケット手配の事務負担の軽減及び大口割引の適用により旅費を削減。</p>	継続	<p>アウトソーシングを継続して実施（28年度に対象部局を概ね全部局に拡大、継続している）。割引制度や出張バック商品等を最大限活用。</p>	<p>出張の回数・行程により削減される旅費の金額が変動するため、定量的な効果の算定はできない。</p>	<p>旅券手配等のアウトソーシング実施により、出張者のチケット手配の事務負担の軽減及び大口割引（最大5%）の適用による旅費の削減。</p>
<p>適正な物品管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・備品、消耗品の更なる適正な在庫管理、効率的な配置等を行うことにより、新規調達物品を縮減する。 <p>➡ 物品調達経費の適正化。</p>	継続	<p>備品、消耗品の在庫管理を徹底し、部局間等において効率的な配置等を行うことにより、新規調達物品を縮減。</p>	<p>【本省】 部局間供用換え・物品管理官在庫からの引き渡し。 ・備品：18回（58個）、内閣官房10回（4346個）</p> <p>内閣府・内閣官房間での管理換え ・備品：1回（21個）</p> <p>【地方支分部局】 物品管理官在庫からの引き渡し。 ・備品：1回（1個）</p>	-
<p>業務効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調達等の事前手続きにおける電子決裁の推進、決裁ルートの見直し、一部決裁の会計課合議の省略、SEABIS（旅費及び謝金・諸手当システム）の利用促進、内部管理業務の一部の事務を会計課に集約化するなど、更なる業務の簡素合理化を検討する。 ・会計事務に係る手引きの整備、共有を図り、職員の資質向上を図る。 ・仕様書で定める共通的な項目（個人情報取扱特記事項、障害を理由とする差別解消の推進に関する対応要領等）について、様式の統一化を図る。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・タクシーチケットの共通化 ・会場候補の情報共有 ・随契審査委員会における対応 ・会計事務に係る手引きの整備 ・仕様書様式の統一化 	-	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで契約相手ごとのタクシーチケットを利用していたところ、平成30年度から全社共通のタクシーチケットを導入したことにより、利用者の利便性の向上や、タクシーチケットの管理事務の効率化が図られた。 ・部局より依頼のあった場合は個別に対応している。 ・随意契約審査委員会において、定型的な案件の一部を持ち回りにて開催する等により、事務手続きの一部簡略化を図った。 ・令和4年度も引き続き最新の情報の共有に努める。 ・担当内で情報共有するとともに、大幅な変更を伴う場合においては、全部局に周知を行っている。

外部有識者からの意見聴取の実施状況
(対象期間: 令和4年4月1日～令和4年9月30日)

外部有識者の氏名・役職【野本 満雄 調達アドバイザー】 意見聴取日【令和4年11月1日(火)】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○ 令和4年度上半期に実施した取組とともに、自己評価全般について	<p>あらためて令和4年度計画について申し上げるが、項目が代わり映えしない。内閣府は計画に項目を掲げすぎである。思い切って現在の3分の1程度に計画を絞り、重点的に調達改善を行うようにする必要がある。</p> <p>事業者へ電子入札への参加を促す取組については評価できる。できれば事業者に電子化のメリットを説明することが必要と考える。</p> <p>継続案件については、更なる値引きは難しいと考える。交渉する部局担当者には、例えば、同じ事業者が行う2年目の仕事は1年目よりは習熟して業務量が少なくなるはずであるから、それを踏まえた交渉や仕様書の修正などを行い、提示額からの減額に努めてほしい。</p>	<p>令和5年度調達改善計画策定の際には計画のスリム化を検討する。</p> <p>事業者へ電子化へのメリットも含め、電子入札への参加を促す取組を引き続き実施していくこととする。</p> <p>継続案件の価格交渉について、習熟の点も含めた交渉を行うよう各部局に周知する。</p>

外部有識者の氏名・役職【情報化参与 佐藤國夫、デジタル統括アドバイザー 宮沢 修二】 意見聴取日【令和4年10月26日(水)、10月25日(火)】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○ 令和4年度上半期に実施した取組と自己評価について(システム関係)	<p>・一者応札回避に向けて 継続案件について、システム改修内容についての説明会を開催または資料閲覧を行うことを仕様書に盛り込むようにアドバイスを行った。</p> <p>新規参入業者でもシステム内容を理解し、改修費用の工数見積をし易くすることで、応札ハードルを下げる効果があったと期待できる。</p> <p>・適正な調達に向けて 様々な仕様書の記載項目にばらつきが見られるので、統一感を持たせる一環として、再委託について大項目での記載とするようにアドバイスを行った。</p> <p>再委託については、まだまだ旧態然とした実態があると言われており、コンプライアンス&情報セキュリティの点で応札業者への注意喚起となる効果があったと期待できる。</p> <p>調達の規模にかかわらず、小規模案件についても、PMOの事前チェックを実施しているため、適切な調達に至る、教育的な効果も出ているのではないかとと思う。</p> <p>総合評価落札方式による調達の事前協議手続きの方法が変更になったことも含め、総合評価も増えていくと思われ、そのため、技術評価書の作成、基準の在り方等について、標準化及びテンプレートの整備が必要。</p> <p>調達仕様書の内容として、著作権や再委託等、標準契約書とほぼ同様な内容の記載があり、重複感と、その差異が混乱の原因になるので、契約書に記載されている内容については「契約書を参照する」という記述にするか、同等の記述をテンプレートに記述するかしたほうが良いのではないかと。</p>	<p>いただいたアドバイスを基に、引き続き一者応札の回避の取組を行っていくこととする。</p> <p>いただいたアドバイスを基に、引き続き再委託先へのコンプライアンス&情報セキュリティの点で応札業者への注意喚起を行っていくこととする。</p> <p>引き続き、PMOの事前チェックを実施していただき、適切な調達を行っていくこととする。</p> <p>技術評価書及び基準の在り方等については、優良事例となる技術評価書等を各部局に周知することにより、標準化を進めることとする。</p> <p>調達仕様書の内容として、著作権や再委託等、標準契約書とほぼ同様な内容の記載がある場合、重複感と、その差異が混乱の原因とならないよう、仕様書への記載方法について各部局に指導することとする。</p>